

平成 20 年 8 月 28 日

取 引 先 各 位

東京電力株式会社
資材部長 原 英雄

弊社発注工事における現場管理体制について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、弊社事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のことと存じますが、建設業法および同法施行令の一部改正に伴い、平成 20 年 11 月 28 日より、弊社発注工事においても「専任の監理技術者」について「監理技術者資格者証」および「監理技術者講習修了証」が必要となります。従来より、弊社発注工事の施工にあたっては、諸法令に準拠した適切な現場管理体制の確保をお願いしているところですが、貴社内におきましても今回の法令改正を再度確認し、法令遵守ならびに安全確保の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

敬具

・添付資料

建設業法の一部改正について（財団法人建設業技術者センター）

http://www.cezaidan.or.jp/license/pdf/2008_0523.pdf